

1. 議事日程（第9日目）

- |       |        |                                                    |
|-------|--------|----------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第76号 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について  |
| 日程第 2 | 議案第77号 | 上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                |
| 日程第 3 | 議案第78号 | 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 日程第 4 | 議案第79号 | 上天草市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程第 5 | 議案第80号 | 上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について        |
| 日程第 6 | 議案第81号 | 上天草市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について                        |
| 日程第 7 | 議案第82号 | 上天草市港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について                        |
| 日程第 8 | 議案第83号 | 上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第84号 | 上天草市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について                   |
| 日程第10 | 議案第85号 | 上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程第11 | 議案第86号 | 令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第4号）                     |
| 日程第12 | 議案第87号 | 令和元年度（平成31年度）上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）         |
| 日程第13 | 議案第88号 | 令和元年度（平成31年度）上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）                 |
| 日程第14 | 議案第89号 | 令和元年度（平成31年度）上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）                   |
| 日程第15 | 議案第90号 | 令和元年度（平成31年度）上天草市水道事業会計補正予算（第2号）                   |
| 日程第16 | 議案第91号 | 令和元年度（平成31年度）上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）                  |

- 日程第17 議案第92号 令和元年度（平成31年度）上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第93号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第19 議案第94号 令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第20 議案第95号 指定管理者の指定について
- 日程第21 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第22 請願、陳情等の取扱いについて
- 

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（16名）

議長 園田 一博		
1番 木下 文宣	2番 何川 誠	3番 嶋元 秀司
4番 田中 辰夫	5番 何川 雅彦	6番 宮下 昌子
7番 高橋 健	8番 小西 涼司	9番 新宅 靖司
10番 田中 万里	11番 北垣 潮	12番 島田 光久
13番 津留 和子	14番 桑原 千知	15番 西本 輝幸

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀江 隆臣	副市長	小嶋 一誠
教育長	高倉 利孝	総務企画部長	和田 好正
市民生活部長	宇藤 竜一	建設部長	小西 裕彰
経済振興部長	井手口隆光	教育部長	山下 正
健康福祉部長	坂田 結二	上天草総合病院事務長	尾崎 忠男
総務課長	濱崎 裕慈	財政課長	迫本潤一郎
会計管理者	鬼塚佐栄子	水道局長	山本 一洋
企画政策課長	永田 健吾		

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 海 崎 竜 也 局 長 補 佐 山 川 康 興  
主 幹 倉 橋 大 樹 主 事 竹 川 知 佐

---

開 議 午 前 1 0 時 0 0 分

○議長（園田 一博君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（島田 光久君） 皆さん、おはようございます。

本日12月6日、議会運営委員会を開催し、追加議案について審査しましたので、その結果について御報告申し上げます。

追加議案は、議案2件です。議案第94号、令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第5号）及び議案第95号、指定管理者の指定については、執行部からの説明を受け、慎重に審査しました結果、本日の本議会に上程後、質疑を経て、委員会に付託することを決定いたしました。

御賛同賜りますよう、お願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） それではお諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長の報告のとおり決定しました。

本日の日程は、議案質疑及び委員会付託です。質疑の仕方については、議会運営の申し合わせのとおりとし、自己の意見など一般質問にならないよう御注意願います。

---

日程第 1 議案第76号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第1、議案第76号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について、質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第 2 議案第77号 上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第2、議案第77号、上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について、質疑はありませんか。  
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第 3 議案第78号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第3、議案第78号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑の通告がありますので、発言を許します。

6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） この条例は、職員の給与引き上げの条例ですけれども、どれぐらいの額になるのかという試算額をお伺いしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

この条例につきましては、令和元年の人事院勧告において、初任給及び30歳代半ばまでの職員の給料月額を平均改定率0.1%引き上げますとともに、勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げることとされたことから、その勧告に準じ、一般職の職員の給与を改定するものでございます。

御質問の所要の額ですけれども、今回の改定に伴いまして、今年度におきましては、給料分で206万4,000円。期末勤勉手当分で563万8,000円の合計770万2,000円の増額となる見込みでございます。

○議長（園田 一博君） いいですか。以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第 4 議案第79号 上天草市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条  
例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第4、議案第79号、上天草市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について、質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第 5 議案第 80 号 上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第 5、議案第 80 号、上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第 6 議案第 81 号 上天草市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第 6、議案第 81 号、上天草市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑の通告がありますので、発言を許します。

6 番、宮下昌子君。

○6 番（宮下 昌子君） この漁港管理条例の改正ですけれども、関係する漁港の数が市内にどれぐらいあるのかということと、条例改正の理由として、県管理の施設との整合性を図るためという説明がありました。料金の違いなどがあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それと、使用料が引き上げとなるとと思いますが、その増収分の試算をされてるかどうかということをお聞きします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

まず、関係する漁港の数はどれぐらいあるのかということですが、現在、上天草市管内には、18 の漁港がございますけれども、熊本県が管理する漁港 3 港を除く市管理の 15 漁港がこの条例の対象となるところでございます。

次に、県管理の施設との整合性を図るための説明であるが、料金の違いはあるかということにつきまして御説明いたします。

まず、市管理の漁港施設の使用料等につきましては、基本的には、県と同額となっておりますけれども、消費税等については、県、市ともに、本年 10 月 1 日の消費税等の増税までは、消費税等 8% 相当分を含めた額であったところでございます。その後、県におきましては、本年 10 月 1 日の消費税法及び地方税法の改正を踏まえ、8% の税込み表示から 10% の税込み表示へ改定されたことから、県管理漁港施設と市管理漁港施設との使用料等の整合性を図るため、今回、上天草市漁港管理条例を改正し、10% の消費税を含めた料金表示に改正するものでございます。

3 点目ですけれども、増収分の試算はされているかということですが、今回の条例に伴います市管理の漁港施設使用料の増収分につきましては、平成 30 年度の実績をもとに試算しますと、漁港施設の使用に係る対象施設が 3 件で、増収額が 2,434 円。令和元年度の申請分では、

対象件数が4件、増収額が5,055円となるところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 私も余り詳しくはないんですけども、その港によって、利用料を徴収しているところとしてないところがあるのではないかというふうにもお伺いしたんですけど、そういうことがあるのかどうかということを、ちょっとお聞きします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） お答えいたします。基本的には、漁港施設というのは、漁業者の方の荷揚げしたりとかいう施設でございますので、地元の利用者を含めて、料金はとっていないというところでございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 利用料を、じゃあ、地元の業者を含めてとってないということは、先ほどありました増収分の試算を聞いたときに、3件と4件ということでありましたけど、これは、地元の方じゃないということですかね。どういうふうになるんですか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 占用料、使用料につきましては、その利用する施設によって違いますので、関係する分がそれだけであったというところで、御理解いただければと思います。

○議長（園田 一博君） 以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。  
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、経済建設常任委員会に付託いたします。

---

日程第 7 議案第 8 2 号 上天草市港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第7、議案第82号、上天草市港湾管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑の通告がありますので、発言を許します。

6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） これも、先ほどのと同じ内容なんですけれども、どれぐらい数があるのかということと、料金の違いがあるかどうか。

それと、増収分の試算をされているのかどうかというのをお聞きします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） お答えいたします。

まず、関係する港湾の数は、というところでございますけれども、上天草市管内には、4つの港湾がございます。熊本県が管理する港湾が3港、市が管理する港が上天草港1港となっており、この1港がこの条例の対象となります。

なお、上天草港とは、市が管理する大矢野地区4港、松島地区2港、姫戸地区2港、龍ヶ岳

地区2港の10港区をまとめた総称としているところでございます。

次に、県管理の施設との料金の違いはあるかというところでございますけれども、こちらも市管理の港湾施設の使用料につきましては、基本的には、県と同額となっているところでございます。

消費税等につきましては、県・市ともに、本年10月1日の消費税等の増税までは、消費税等8%相当分を含めた額でございました。その後、県におきましては、本年10月1日の消費税法及び地方税法の改正を踏まえ、8%の税込み表示から10%の税込み表示へと改定されたことから、県管理港湾施設と市管理港湾施設の使用料等の整合性を図るため、今回、上天草市港湾管理条例を改正し、10%の消費税等を含めた料金表示に改正するものでございます。

また、自動車構想船の係留及び港湾施設使用地における電柱等に係る規定の整備が必要であることから、上天草市港湾管理条例の使用料等を改正するものでございます。

3点目ですけれども、増収分の試算はされているかというところでございます。これにつきましても、試算をしておりますけれども、平成30年度の実績をもとに試算しますと、港湾施設の使用に係る対象件数は35件、増収額が6万7,203円でございます。令和元年度の申請分では、対象件数が31件、増収額が6万6,599円となっているところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） これも同じなんですけれども、使用料をとっているところと、とってないところというのはあるんでしょうか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） お答えいたします。先ほど同じなんですけれども、土地とか野積場とか、係船荷揚場とかですね、そういうところにつきましては、申請により徴収をしているところでございますけれども、その他のところにつきましては、徴収をしてないというところでございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） その上天草港の中に、各4町の中に港が幾つあると、先ほど答弁がありましたけれども、その港港で、この港ではとってるけれども、この港ではとってないということがあってはいけないと思うんですが、そういうことはないということでしょうか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 市が管理する港湾におきましては、全て同様に取り扱いしております。

○議長（園田 一博君） 以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第 8 議案第 83 号 上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第 8、議案第 83 号、上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。質疑の通告がありますので、発言を許します。

12番、島田光久君。

○12番（島田 光久君） 今回の条例の改正は、さんば一条例に、加工室、研修室の使用料ですね。使用料を追加する条例改正だと思いますけど、条例のこの一部改正に至った理由と、廃止に至った経過ですね。

それと、2番目に、農林水産物加工品開発研究センターの機能は、どう変わっていくのか。この2点について、まず最初にお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） まず、条例の一部改正及び廃止に至った経緯ということで御説明させていただきます。平成23年3月に設置した加工品開発研究センターは、近年、新規利用者数が減少し、ここ数年稼働率も低いことから、施設の有効活用につきまして、町内やブランド推進協議会で関係者の意見を聞きながら検討を重ねてきたところでございます。

また、加工品の開発については、生産者による自己開発も可能でございますが、より効率的に行うためには、専門業者への開発委託なども有効であり、これまで加工品開発センターが果たしてきた役割についても、事業者の選択肢が広がってきていると受けとめております。加工品の開発に加え、売れる商品として販路を拡大するために、物産館さんば一と連携して事業を進めていく中で、市内農林水産物により付加価値をつけて販売を拡大するという目的において、物産館さんば一と加工品開発センターが組織として一体となって有機的に稼働することが、これからの6次産業化、加工品開発事業の拡大、そして、物産館の売り上げ拡大により効果的ではないかと考え、これまで物産館さんば一の指定管理者との間で意見交換を進めてきたところでございます。

当初の段階から、指定管理者の全面的な御理解を得たものではございませんでしたが、加工品開発研究センターの機能を維持し、さらに、物産館さんば一も利用が可能となる方向で協議を進める中で、施設運営の効率化、施設利用者への影響の最小化、並びに指定管理者の有効活用の最大化が図れる方向で、御理解をいただいたというところでございます。

次に、農林水産物加工品開発センターの機能はどうかという御質問ですけれども、加工品開発センターの機能としましては、市内事業者が加工品の開発研究を行うことと、加工品の開発販売に関する支援を行うこととしております。今回の改正におきましても、加工品開発研究センターの機能は維持することとしておりまして、利用頻度の低い加工開発室については縮小するものの、市内事業者の利用実態からすると、影響は少ないものと考えているところでございます。

また、加工品の開発販売に関する支援等には、ブランド推進協議会の事務局員も兼務している



産業政策課職員が直接対応するとともに、専門的な加工品等に関する技術的な助言等につきましては、これまでどおり熊本県産業技術センター等と連携して対応していくこととし、販売促進等の支援事業につきましては、物産館さんばーると連携して、引き続き推進していく考えでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 今、部長の答弁によると、さんばーると十分協議ができていると。

そして、この方が将来的にすごい何か効果あるようなあれになるというような答弁だったと思うんですけど、さんばーる側は、この開発ですね。研究含めて意欲的に取り組むという考えがあつてるのか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○12番（島田 光久君） ちょっと待ってください。ちょっと待って。それと、機能を維持できるというような、今の答弁だったんだけど、恐らく、後でまた聞きますけど、機能自体が縮小されると思うんですよね。今までさんばーると共同して、いろんな研究開発されてきたと思います。販売促進に向けてですね。さんばーるがすることによって、そこがよくなるということは、あんま考えられないと思うんだけど、本当にさんばーる側が研究開発積極的に、意欲的に、人材も含めてするという意欲があるのか。その辺はどうだったんですか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） さんばーるのお考えとしましてはですね、加工を自分たちの手でやるということは考えておられません。ただ、1次加工といいますか、例えますと、魚を3枚におろしてフィレ加工するとか、そういったところまでは考えておられるかもしれませんが、それに、それをまた深く掘り下げて加工するというようなことは、現在のところは考えておられないみたいです。

以上です。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） それと、これに条例ですね。加工センター設置条例を廃止するということになつているんですけど、この加工センターの条例は、しっかり私は活用すべきと思うんですよね。全然機能が違ってきます。こんだけの条例を廃止するならですね。

それと、加工センターの現状の条例見てみますとですね。料金区分だけ見ますと、水産開発室1回500円ですね。水産加工室1回500円。農産物開発室500円ですね。農産物加工室500円。ガス使用が600円ですね。金額は、冷蔵庫設備の使用を含むという形で条例はおとしてあります。今回の条例見ると、加工室500円しか載ってないんですね。それと、会議室ですね。使用料1,000円。結局、開発室はなくなるのか。なくして加工室だけ残すのか。この条例を見ると、加工室500円だから、加工室だけ機能残して、研究室、開発室はなくなるのかという感じの理解になると思うんですけど、その辺はどのように解釈したらよかですかね。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 今、最後のところだけでよろしいですか。

○12番（島田 光久君） いや、全部言うて。

○経済振興部長（井手口 隆光君） まず、活用する考えはというところでございます。条例を改正する考えはないかというところですが、上天草市農林水産物加工品開発センターについては、上天草市農林水産物直売・食材供給施設物産館さんばーるに統合して管理運営を行うことで、加工品開発センターの機能を維持しながら、より効率的かつ効果的な施設の活用を図るために、この条例を御提案申し上げているというところでございます。

また、先ほどの条例の関係ですが、おっしゃるように、水産加工の部分と、農業関係の部分と二つございますけれども、水産物、農産物、それぞれの開発室と加工室を一つにし、加工室と研修会議室とするというところで御理解いただければと思います。

○12番（島田 光久君） もう3回したよね。

○議長（園田 一博君） 次は、6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 私のほうからは、この研究センターの年間予算額と、これが変わった後の予算がどうなるのかということ。それと、先ほど部長にありましたが、利用者減、利用者が段々減ってきたということを答弁されましたが、その減ってきた理由をどう考えておられるのか。また、その利用をしてもらうように、どういう手だてをされてきたのか。

そして、今度変わるわけですが、これまでの加工研究センターのその費用対効果というのを、どのように考えておられるのかお聞きします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） まず、センターの年間予算額と、変更の予算額というところでお答えさせていただきます。加工品開発研究センターの維持管理に関する主な本年度予算は、光熱水費86万6,000円。浄化槽管理費、夜間警備等を含めまして、21万1,000円の合計107万7,000円となっているところでございます。

また、センターの運営につきましては、ブランド推進協議会に委託しておりまして、同協議会専任職員1名分の人件費等に係る委託料が183万4,000円で、予算額の全体として、291万1,000円であるところでございます。

今回の条例改正による来年度の予算につきましては、試算段階ではございますけれども、加工品開発研究センターの管理運営を、直営から上天草市農林水産物直売・食材供給施設物産館さんばーるの指定管理業務の中で行うこととしていることから、施設の50万円を超える修繕や、備品の購入などを除く維持管理費に係る経費は、物産館さんばーると同様に、指定管理者と負担となり、市の予算は不要となると考えているところでございます。

次に、利用者減をあげられたその理由はどう考えておられるかということと、ふやすような努力はされてきたかということについて、御説明させていただきます。

6次産業化や加工品開発事業は、平成23年3月に施行された地域資源を活用した農林漁業

者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律、6次産業化地産地消費法の施行を契機に、全国的に推進されてきたところであり、本市も中心となる施設として、加工品開発研究センターを設置し、取り組みを進めてきたところでございます。加工品開発研究センターの利用者は、開設年度の平成23年度、利用件数176件、新規利用者数32人をピークに、その後の利用件数は120件程度で横ばいでありますけれども、新規利用者数につきましては、平成30年度段階で5人まで減少し、利用者が固定している現状にあります。

新規利用者数が減少した理由につきましては、6次産業化や加工品開発事業に取り組むには、1次産品の高付加価値化に取り組む意欲とともに、労力や費用も必要となるなどの課題もあり、そうした自力と意欲を持つ市内の生産者や商工業業者が限られていることが最大の要因であると考えているところです。

また、利用者の増加に向けては、市内の生産者や商工業業者を対象としまして、平成27年度から平成30年度まで、地方創生交付金事業を活用したスキルアップセミナーやブラッシュアップセミナーを開催し、6次産業化や加工品開発事業に向けての掘り起こしを図ってきたところでございます。また、市内の33事業者で組織するブランド推進協議会の事業推進部会も、情報提供や研修会に取り組み、加工品開発研究センターの利用促進に努めてきており、そうしたことが市内の生産者や商工業業者の中で継続した利用につながっているものと考えているところでございます。

次に、費用対効果をどう考えておられるかということですが、これまでの実績としまして、平成23年度から、加工品開発研究センターを利用し、加工品の試作、開発に取り組まれた事業者は約90事業者で、開発された商品は約50品目を数え、市内生産者や商工業業者の加工開発や商品化のスキルアップと事業への意欲を盛り上げることができたというふうに考えております。

また、市の取り組みに加え、ブランド推進協議会を主体とした6次産業化や加工品開発事業を通じて、市内事業者の中から、加工所や加工機械を整備する事業者も出てくるなど、事業者の育成にも一定の成果があったと考えております。現在は、ブランド推進協議会の事業推進部会員を中心に、物産館さんぽーと連携して、加工品等の販路拡大にも取り組んでおり、バイヤーや消費者への加工品等へのニーズを事業者みずから把握することで、上天草市における6次産業化や加工品事業の可能性が広がると考えており、今回の改正も、そうした方向を目指したものでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 先ほど、島田議員も言われましたように、これまでの条例を廃止することになるのです、これまでの本来の目的であったことが、きちんと継続されていくのかどうかということも含めてですね。委員会ですっかり議論していただきたいんですが、先ほど、今、私がお聞きしましたが、いろいろ答弁いただきました。

この加工センターについては、最初、建設当時、相当議会でも議論しました。1回否決されたかな。だったかな。とにかく相当議論してきて、いろいろあったものなので、結果としてつくることになったわけで、それをちょっときちんとしていただきたかったんですけども、例えば、天草四郎たこ魚〜ざとかいうのも昔ありましたけど、今もう完全になくなってますし、継続している加工品もあるのはあると思うんですが、それが、じゃあ、その農業者・漁業者にとってどうなのかということなども含めてですね。これがどうなのかというのに関しては、委員会でいろいろ議論はされると思いますが、何か少しちょっと私も今度の改正については、ちょっと疑問を持ちましたので、その辺のことは、委員会のほうでしっかり議論を尽くしていただければというふうに思います。いいです。もう委員会で。

○議長（園田 一博君） じゃあ、市長。

○市長（堀江 隆臣君） この議案についてはですね、平成23年当時のことを思い出していただきたいと思うんですけど、本来の目的は、市民の皆さん方にも利用いただきながら、行政が直営で商品を開発していくということが本来の大きな目的だったと思います。それに対して、行政が加工することは、そんな難しいことはできんだろうということは、多分議員の皆さんから相当出て、紛糾したんだろうと思います。私も5年間、こうやって見てきてですね。やはり加工するという、加工開発という業務がですね。行政直営していてもなかなかその成果が出てこないというのも実感としてよくわかります。商品開発をやめるということじゃなくて、もっと効率よく商品開発をするために、外部に委託する。で、直営型のやり方じゃなくてですね。もっと民間と協力してやれる方法のために、開発方法をかえるというふうに理解いただきたいと思います。

今の開発センターは、これからも、例えば、さんばーるの出荷者協議会の皆さん方とか、多分利用されていくことになると思うし、さんばーるそのものも、やはり商品の品ぞろえをするためには、バックヤードが必要なんです。そのために、さんばーるのほうも、そこら辺は理解してくれたんじゃないかなと思います。

ただ、さんばーるそのものも、やはり商品開発するというのは非常にリスクが高いので、その業務はやらないということで、意見調整は図られたものと思っておりますので、本来の目的はそうなんです。そこをちょっとご説明させていただきたかったんで、ちょっと発言をさせていただきました。

○議長（園田 一博君） 以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、経済建設常任委員会に付託いたします。

---

日程第 9 議案第 84号 上天草市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の  
制定について

○議長（園田 一博君） 日程第9、議案第84号、上天草市準用河川占用料徴収条例の一部を

改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑の通告がありますので、発言を許します。

6番、宮下昌子君。

**○6番（宮下 昌子君）** この条例の改正ですけれども、これも対象となる河川が市内にどれぐらいあるのかということと、これまでのその徴収した実績があるかどうかということをお聞きします。

**○議長（園田 一博君）** 建設部長。

**○建設部長（小西 裕彰君）** おはようございます。よろしくお願いします。

対象となる河川はどのくらいあるのかということですが、市が指定しております準用河川は、松島町の阿村川、姫戸町の塩谷川と西河内川の計3河川です。

それと、これまでの実績ですが、条例別表1に定める流水占用料及び別表2に定めます土石採取料につきましては、合併後これまでの実績はないところです。別表3の土地占用料の実績につきましては、今年度13件の占用を許可しておりまして、13万6,830円でございます。占用のほとんどが、家屋の水面占用と、家屋への通路橋、橋ですね、この設置であります。占用期間としましては1年以上となっております。

以上です。

**○議長（園田 一博君）** 宮下昌子君。

**○6番（宮下 昌子君）** ということは、川の上にちょっと建物がはみ出したときの分ということだと思うんですけど、ということは、13件、13万6,000円だったわけ。13件で、その分が今回の条例改正で少し上がるということですね。消費税分とか。

**○議長（園田 一博君）** 建設部長。

**○建設部長（小西 裕彰君）** 別表3の土地占用料につきましては、1カ月未満の占用でしたら消費税はかかりますけれども、1カ月以上占用しますと、これは消費税はかからないところです。

**○6番（宮下 昌子君）** ということは、上がらないということ。かわらないということですね。

**○議長（園田 一博君）** 以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** 質疑なしと認め、本案は経済建設常任委員会に付託いたします。

---

日程第10 議案第85号 上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について

**○議長（園田 一博君）** 日程第10、議案第85号、上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について、質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第11 議案第86号 令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第4号）

○議長（園田 一博君） 日程第11、議案第86号、令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

まず、総務常任委員会所管の質疑を行います。本案について、質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 以上で総務常任委員会所管の質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） 次に、経済建設常任委員会所管の質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。

12番、島田光久君。

○12番（島田 光久君） 24ページの農林水産物加工開発センター修繕費120万9,000円についてお尋ねいたします。

先ほどから議論していますが、この農林水産加工開発センター、当初ですね、ものすごく議会で議論しております。本当に市が加工して実績あげられるか。でも、当初の説明は、1次産業、2次3次産業、6次産業化に向けて、相当将来的に効果あがるんだというようなうたい文句だったんじゃないかと思しますので、当初の設置したときの目的ですね。目的は、どのような状況だったのか。

そして、また、今回の改修は、当初の目的に沿ったような改修になっているのか。これについて、まず、お尋ねします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） お答えいたします。

まず、議会のほうで相当以前討論されたというのは、一度議事録のほうを読ませていただいておりますので、理解しているつもりでございます。

当初の目的はというところでお答えさせていただきます。加工品開発研究センターの設置目的は、上天草市で算出されるさまざまな一次産品を活用し、新しい加工品等の商品開発を行い、販売を促進していくための拠点を整備することとされていたことから、利用実態を踏まえ、管理運営の一元化に伴い、今般、加工開発室の一部を研修会議室に変更するための経費を計上したものでございます。したがって、補正の趣旨は、当初の目的に沿った加工品の開発に資するものというふうに考えているところでございます。

以上です。

○12番（島田 光久君） そんだけ。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 当初は、この施設をつくることで、相当生産者含めて、6次産業に向けて弾みがつくというような説明だったんですよ。ということは、これまで8年間やってきて失敗だったという形に、ざっくりいうとそんな感じに、私なると思うんですけど、今回の改

修が機能強化継続するというような答弁されたんですけど、この改修計画を見ると、開発と加工が二つに分かれているんですけど、農水と水産とですね。それを半分を研修室にすると。半分研修室にすることが機能強化につながるのか。結局は、恐らく機能低下じゃないかとなります。機能低下につながります。私はそう理解するんですけど、それでも機能低下しないんですか。

それとも、さんば一側が開発加工含めて積極的にされる意欲があるということなのか。そういう効果があるみたいな答弁だったと思うんですけど、その詰めというのは、本当にしっかりなされているのか。ただ、倉庫がわりにはなりますよ。さんば一側なりますけど、そういう目的でされるのか。その辺はどうですか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） お答えいたします。まず、指定管理者のほうとは、大分協議をしてきたつもりです。というのも、去年の何月だったですかね。ちょっとはつきり覚えてませんが、ずっとここ一年半ぐらいの協議を重ねてきた結果、出したものでございます。

今、島田議員がおっしゃったように、農業加工と水産加工ということであって、水産加工室のほうを2部屋を一つにするということにしておりますけれども、農業のほうはそのまま残すというような格好で考えております。今までは、加工室で試作、あるいは、開発したものを試食したり、大きな人数で多くの人で会議をする場もなかったし、そこで試食してどうのこうのというような論議もなされる場所がなかったと思いますので、その研修会議室を利用することで、その場でいろんな声を聞けるというのは、できるのかなと思っております。

また、さんば一のほうには、販売の促進をとにかくやっていただくということで考えておりますので、そこら辺のストックヤードであるとか、作業の場でもあるとかということも活用できますし、これまでさんば一側では利用できなかったものが、そちらの建物でも利用できるということになりますので、双方が良い方向に動くのではないかと考えております。

以上です。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） この加工施設、ブランド推進協議会に委託して、恐らくこれまで運営されてきたと思います。ブランド推進が市の内部に市役所が設置されているような団体合同した施設になっていると思いますけど、このブランド推進協議会の目的ですね。これは、ブランド推進認定制度の計画策定及び実施に関することとかですね。上天草ブランド創出のための加工品等の開発研究商品化及び販売支援に関すること等々あるんですけど、こういうブランド推進のための仕事というのは、ブランド推進は本当に積極的にやっておられるのか。ことしのブランド推進協議会の予算を見ると、1,400万円程今年度組んであります。前年度が900万円ですね。組んであるんだけど、この決算資料ちょっと見させてもらったんだけど、確かに、アンテナショップとか、いろんな都市部に行って宣伝販売とか、観光宣伝とか、特産品販売とか、資するものは効果のあるものは相当あると思いますけど、当然、開発のほうに相当力がこれまで

入ってきてないような感じがするんですけど、その辺はどうだったですかね。

それと、もう最後だから、最後にですね、これまでセンターの設置に要した費用ですね。これまで施設運営に当たって、経費はどれぐらいこれまで使っているのか。それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） まず、ブランド推進協議会の仕事というか、業務としましては、ブランド認証の作業もあります。これにつきましては、本年改正をして、今現在20品目の認証をしているところでございますが、それまでも、ブランド認証につきましては、ずっと継続してきたということと、あと、議員おっしゃったように、商談会であるとか、バイヤー等のマッチングによりまして、部会員の取引件数というのは伸びていると判断しておりまして、平成29年度で38件だったものがですね、平成30年度には60件というような形で、実際に効果は出ている、仕事、業務をやっているというところで、私は判断しているところでございます。それと、開発センターの運営経費というところでよろしいでしょうか。

○12番（島田 光久君） いや、全部言うて。運営経費がいくらで

○経済振興部長（井手口 隆光君） これまでに要した経費というところでございますので、それに対して回答させていただきます。

平成22年度の加工品開発センター、研究センターの整備に要した費用は、設計管理委託料319万8,195円、建物設備工事費4,864万6,500円、備品購入費537万9,635円、合計で5,722万4,330円であるところでございます。

施設の運用に要した費用としては、平成23年度から平成30年度までに8年間の決算ベースでお答えいたしますと、建物の維持管理に関する費用としては、光熱水費631万741円、浄化槽管理費94万3,196円、夜間警備費51万3,000円、合計776万6,937円でございます。

また、運営業務はブランド推進協議会に委託されておりまして、その中には、施設の受付業務や相談業務、加工品開発業務、販売促進業務等も含まれておりまして、そのうち加工品開発研究センターの施設運営に直接かかわる部分として、8年間で専任職員の人件費が3,600万1,875円というところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 次に、6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 質疑通告しておりましたが、これまでの条例改正のところからの議論でわかりましたので、この改修ですけれども、会議室が広がるんですけれども、縮小ですね。加工する、開発するところの縮小ということで、この改修をすることで、どういう効果があるのかというのを考えておられるのかということと、これが、本来の目的である開発研究に、先ほど利用する人たちが少なくなってきたということと、それと、市長からの答弁で、直営ではなかなか厳しいということもありましたが、今後、その支障がないのかどうかということについて、お伺いします。



○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） まず、今回の改修で効果がどのように考えておられるのかというところで、ご回答したいと思います。今回の改修によりまして、研修会議室での会議はもとより、試食会や研修会などにも活用できることから、加工品の開発にも資することになるものと考えております。

また、従来、加工品開発研究センターの利用は、加工品の開発を行う方のみしかできませんでしたが、改修後は、さんば一る出荷協議会会員の利用も見込まれるなど、利用者の幅や利用頻度が高まり、施設の稼働率が高まるものと考えております。一方で、物産館さんば一るについても、作業ヤードや販売商品のストックヤードが確保され、既存の冷凍庫も活用しやすくなり、売り上げの拡大等につながるものというふうに考えております。

次に、支障はないのかというところでの答弁させていただきます。加工品開発研究センターの機能は、物産館さんば一ると産業政策課及び関係支援機関で連携して維持することとしておりまして、現在の利用状況を考えますと、大きな影響はないものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 会議室が広く、研修会議室ということで、これは、先ほど部長の答弁で、広く会員も利用できるということでしたが、例えば、一般的な会議室研修室みたいな形で考えて、会員でなくても、例えば、市民の皆さんがちょっと借りたいという時には借りれるものなんでしょうか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） これまでですね、加工品開発センターを利用するのは、その開発を行う方ということでした。現在の条例で、センターの使用許可の対象者は、上天草市在住者、または、市長が特に必要と認める者とされていることから、加工開発する方に限定したものではないので、一般の方の利用も可能と考えているところでございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） その辺も、例えば、上天草市内には、あまり会議室、一般の方が借りるようなところが、アロマにはありますけども、その辺も含め、大矢野にはそんなにかないかなと思うんですが、その辺を借りれるのか、借りれないのか。一般の方が利用できるのか。その辺も含めてちょっと検討して、委員会で話し合っただけであればと思います。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 一応ですね、研修会議室という形にしておりますけれども、その理由は、先ほど申しましたように、開発をされたときに試食会であるとか、そういったところには利用されるかと思えます。

あと、さんば一るが今度利用することができるようになりますので、その方たち、関係者の皆さんは利用できるかと思えますけれども、ごく一般というか、普通の会議とか何とかのほうに

はですね。ちょっと考えたいなと思っております。現在のところ、そこまでは考えておりませんでした。

○議長（園田 一博君） 以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 以上で経済建設常任委員会所管の質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） 次に、文教厚生常任委員会所管の質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。

12番、島田光久君。

○12番（島田 光久君） 28ページの新大矢野図書館等整備基本設計業務委託料4,480万円についてお尋ねいたします。

今回、新図書館の設計委託料が計上されていますけど、この新図書館にいたるにかかる検討委員会の開催状況ですね。また、委員会でどういう意見が出たのか。それについて、まず最初お尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） おはようございます。よろしく申し上げます。

大矢野地区の新図書館建設につきましては、平成24年3月の図書館整備構想及び平成26年3月の図書館整備基本計画策定を経て、平成27年7月に図書館協議会に新図書館のあり方にかかる諮問を行い、平成28年2月に答申を受けたところでございます。

その中で、市全体の図書館については、本市の成り立ちと市民感情、地形から来る交通手段の不便さ、高齢化率の高い人口分布により、みずから図書館へ出向くことについて、不便さや抵抗感を持つ人が多いことなど、総合的に勘案した結果、旧4町におのおの図書館を配置している現在の4館体制は必要であるとあり、また、新大矢野図書館の規模につきましては、過去にまとめられた図書館基本整備構想、新図書館整備基本計画を参考にしながら、市民の利用度、市のほかの図書館との比較、財源を考慮した上での図書館の規模とすることが望ましいとのことでございました。

さらに、平成29年10月に設置されました複合施設整備検討委員会では、人口に比例した蔵書数の確保、図書館整備と同時に公園整備の要望、学習ルーム及びキッズスペースの確保、展示スペースの設置などの意見が出されたところでございます。

これまで出された意見を踏まえまして策定した基本構想、基本計画をもとに、今後、基本設計の業務委託を行うこととしておるところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） これまで検討委員会開催されてきていますが、それは、当初、老人福祉センターと複合施設の含めたところの検討委員会だったと思うんですね。だから、それが、これまでやってこられた。だから、複合施設が壊れたという言葉悪いんですけど、やめて、

今度新たな形の図書館になるし、ある程度基本的なことは出来てると思いますけど、新たにやはり検討委員会ですね。新しい構想をやはり検討委員会に図る必要があると思うんですけど、そういうことは必要ないからされたのか。ちょっと待ってください。2回しかないから。

それと、今、パブリックコメントをホームページ等であるんですけど、これどんな意見が出てくるかちょっとわかりわかりませんが、その辺の今後ですね、反映されるのか。その2点についてお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） 検討委員会に関しましては、その複合施設の中の検討委員会でしたが、先ほど申し上げました図書館協議会ですね。これは、もうずっと10年近く、その新図書館についての検討はされております。

それと、複合施設の中での検討委員会でも、その図書館協議会のほうからのメンバー、あとは、大矢野地区の学校関係の保護者代表の方、保育園の方、そういう方からいただいている御意見でございます。再度御意見をいただいても、それ以上のものはないだろうということで、今回検討委員会は設置しておりません。

それと、パブリックコメントに関してでございますが、今回、図書館の建設とともに、天草四郎公園のがけ地保護と、公園整備を行うこととした新大矢野図書館整備基本計画のパブリックコメントを11月1日から12月2日まで実施し、9件の意見があったところでございます。

意見の内容といたしましては、図書館司書の配置、会議室の設置、インターネット環境の整備、利用者の利便性の向上、防犯カメラの設置、マイナンバーカードと図書貸出カードの連携などのほか、天草四郎公園の整備促進について期待する意見などがあったところでございます。

いただきました意見につきましては、その内容を精査し、充実した計画となるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） ということは、もう当初から検討委員会は、図書館検討委員会はされてきたので、それを招集して、もう今回の図書館は、もう検討委員会等開催されないと。でも、説明ぐらい要るんじゃないですか。検討委員会にはですね。その回数はされたのか。新図書館に対しての運営委員会、まだあるんでしょう。あるかないか含めてですね。

それと、新図書館建設のパブリックコメントにいろいろ資料出されているんですけど、それを見ると、やはり建設部の維持管理費ですね。総額で15億円ぐらいかかるわけだから。できたら年間どれぐらいの維持管理が要るかぐらい、やはりある程度把握する。予測であるんで、それは、私はやっぱ建設するからには必要と思います。今後、どんくらい予算が要るのか。初年度ですね。

それと、もう前回議会でちょっとちょこっと聞いたんですけど、管理方法ですね。パブリックコメントに出てるのを見ると、指定管理出すのか。直営なのか。どっちでもとれるような感じで説明されていたので、どういう形でいくというふうに検討されているのか。決まってるのか、

決まってないのか含めて、お尋ねします。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） まず、検討委員会に関してでございますが、複合施設の検討委員会に関しましては、健康福祉部の高齢者ふれあい課内で設置されたもので、その建設自体が中止になりましたので、検討委員会は、そちらのほうの検討委員会はございません。我々としては、再度検討委員会ということも考えましたが、先ほど申し上げましたように、もうこれまで意見のほうは出たというふうなところで、出ているというところでやろうと思っております。

維持管理につきましてでございますが、新大矢野図書館の維持管理費につきましては、9月定例会での島田議員の新図書館建設に関する一般質問で答弁したとおり、基本設計及び実施設計において、人件費や施設の維持管理費などについても詳細な算出を行い、できる限り維持管理コストがかからないよう検討してまいりたいと考えております。

次に、管理運営方法についてでございますが、子供たちから高齢者までが楽しく親しめる図書館とするため、県内外の施設の管理実態等も把握しながら、市の直営か、または、指定管理者制度を導入するかについては、今後検討してまいりたいと考えております。

なお、今回の図書館に関しましても、図書館専用でなくて、資料室等を併用したいいわゆる複合的な施設でございます。これに関しまして、新しい機能とかも入れますので、正直なところ、幾らかかるといふ試算はできてないところでございます。ただ、市内にある大きな施設として、松島の総合センターアロマですね。こちらの施設管理費が、平成29年度におきまして約2,560万円程度。体育館に空調を設置しました平成30年度が2,715万円程度はかかっているところです。燃料費、光熱水費、修繕費等ですね。ただ、アロマの場合は、電気関係が重油等を使いますので、また一概には比較できないところではございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 以上で通告による質疑は終了しました。ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 以上で、文教厚生常任委員会所管の質疑を終わります。本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時04分

---

再開 午前11時14分

日程第12 議案第87号 令和元年度（平成31年度）上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（園田 一博君） 日程第12、議案第87号、令和元年度（平成31年度）上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。本案について、質

疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第13 議案第88号 令和元年度（平成31年度）上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（園田 一博君） 日程第13、議案第88号、令和元年度（平成31年度）上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について、質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第14 議案第89号 令和元年度（平成31年度）上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）

○議長（園田 一博君） 日程第14、議案第89号、令和元年度（平成31年度）上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について、質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第15 議案第90号 令和元年度（平成31年度）上天草市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（園田 一博君） 日程第15、議案第90号、令和元年度（平成31年度）上天草市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について、質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第16 議案第91号 令和元年度（平成31年度）上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（園田 一博君） 日程第16、議案第91号、令和元年度（平成31年度）上天草市下水道事業補正予算（第2号）を議題といたします。本案について、質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第17 議案第92号 令和元年度（平成31年度）上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（園田 一博君） 日程第17、議案第92号、令和元年度（平成31年度）上天草市立

上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について、質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第18 議案第93号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（園田 一博君） 日程第18、議案第93号、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部を変更についてを議題といたします。本案について、質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第19 議案第94号 令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第5号）

○議長（園田 一博君） 日程第19、議案第94号、令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 追加議案について御説明いたします。

追加議案として、令和元年度上天草市一般会計補正予算（第5号）の予算議案を提出しております。議案の詳しい内容につきましては、総務企画部長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、執行部から議案内容の説明を求めます。

総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） よろしくお願ひいたします。追加議案書1ページをお願いいたします。

議案第94号、令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

予算書2ページをごらんください。

今回の補正は、松島展望休憩所の指定管理委託料に係る令和2年度から令和4年度までの債務負担行為の設定を行うものでございます。松島展望休憩所の指定管理につきましては、本年度をもって現在の指定管理期間が満了することにより、新たに、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間の指定管理者を指定するに当たり、債務負担行為の設定が必要となったものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 本案について、質疑ありませんか。

島田光久君。

○12番（島田 光久君） 1点だけお尋ねします。今回指定管理者というとは、新たに指定される形になると思うんですけど、今まで指定管理された方が継続して形で指定管理されるのか。その辺は、現状どうなってますかね。わかった。はい、よかです。

○議長（園田 一博君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第95号 指定管理者の指定について

○議長（園田 一博君） 日程第20、議案第95号、指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 追加議案につきまして御説明いたします。

追加議案として、指定管理者の指定についての議案を提出しております。議案の詳しい内容につきましては、経済振興部長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、執行部から議案内容の説明を求めます。

経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆臣君） よろしく申し上げます。追加議案書2ページをお願いいたします。

議案第95号、指定管理者の指定について御説明いたします。

上天草市松島展望休憩所の指定管理による管理運営について、今年度をもって、現在の指定管理期間が満了することに伴い、新たな指定管理者を指定するものがございます。施設の名称、指定管理者及び指定の期間については、議案書に記載のとおりでございます。

提案理由といたしましては、上天草市松島展望休憩所の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 本案について、質疑はありませんか。

島田光久君。

○12番（島田 光久君） はい、はい、わかりました。指定管理者は、ちょっとわかりましたけど、この指定管理者に、ほかに要望何社が手上げがあったのか。それについて、確認等をお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆臣君） 応募がございましたのは、2社でございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 応募が2社あったということで、今回のマリーゴールドホールディングスは、これまでの管理者とは違うと思うんですけども、ここの会社は、これまでそういう経験があられるところかどうかというのをお聞きします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆臣君） 株式会社マリーゴールドホールディングスさんにおきましては、同じような形態の業務は行っておられません。

○議長（園田 一博君） ほかにございませんか。

宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） いいんですか。じゃあ、委員会で、経済の委員会で議論されると思うんですけども、多分これまでとられたところは、ずっとそういう経験があるところかと思えます。今度、ほかに経験がないということなので、その選定された理由というか、そういういろいろさまざまなことを、ちょっと委員会のほうでもっと詳しく議論していただければなというふうに思います。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） ちょっと何点か質問していいですか。

今回、新たに変わられるということで、これまで指定管理者が、前任者とまた変わるときに、例を出せば、スパ・タラソの場合とか、引き継ぎで大変いろいろとトラブルした経緯があると思うんですよ。その部分については、しっかりと議論はされているんでしょうか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆臣君） 松島展望休憩所におきましては、県が管理する天草ビジターセンターと併設することにしておりますので、県との協議にも相当時間を費やしました。それぞれやるべきことも確認しておりますし、今後ですね、指定管理者となった場合には、ビジターセンターを管理する方も含めて、県も含めたところで、4者で話をしまして、しっかりした引継ぎをしていきたいというふうには考えております。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） これ先ほどの債務負担行為でちょっと思ったんですけど、これまでの委託料ですね。委託料が増額されたんじゃないかと思うんですよ。今まで市が200何十万円に、県が、県からの200何十万円があつて、500万円ちょっとになっていたんじゃないかと思うんですけど、今回ふえたわけじゃ、もうこれ、私の記憶では、以前は、ちょっとまだ市の負担分が



少なかったような気がするんですけど、これは何か県との協議の中で

○議長（園田 一博君） 田中議員、今の議題は、先ほど済んでおりますので、

○10番（田中 万里君） なら、だめですね。わかりました。

じゃあ、ちょっと、先ほどの質問の続きになるんですけど、やはり引き継ぎの際に、備品等で大変どっちのものかとかですね、そういう部分で、スパ・タラソのときには、大変もめました。そして、修理箇所とかですね。これ前年度からの修理箇所、新しくなった場合に、そういうことでまた再度修理をしなくちゃならなくなって、大幅な予算を組まなくなったりとあったので、その辺は委員会の中で十分に審議をしていただければと思います。

そして、指定管理者に新しい指定管理者で、また発展的なるように議論していただければと思います。

以上です。

○議長（園田 一博君） ほかにございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、経済建設常任委員会に付託いたします。

---

日程第21 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（園田 一博君） 日程第21、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。本案について、質疑はありませんか。

○10番（田中 万里君） ちょっと1点いいですかね。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 今度推薦されている方達の意見じゃないんですけど、お尋ねしたいのが、人権擁護委員等を、今、選任するのが大変苦慮をされているんじゃないかと思うんですよ。これだけじゃなくて、民生委員等等もですね、選任するとに地元の区長さんに御相談したり、大変苦慮されていると思うんですけど。今現在ですね、こういう選任されるときにそういう経緯というのは、どういうふうにされているんですか。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宇藤 竜一君） よろしくお願いいいたします。

今回の人権擁護委員につきましては、前任者といたしますか、この方の前の人からちょっと推薦等をいただいて、適正かということを判断させていただいております。

以上です。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） やはり重複しますが、大変こういうボランティア的なことをしていただく人も大変だと思いますので、選任されたからには、バックアップ配慮等も、行政ではしっかりやらないと、今後なり手が不足すると思いますので、ぜひともその辺も、今後、配慮し

ていただければと思います。

以上です。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

○議長（園田 一博君） これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） これから諮問第2号を採決いたします。諮問第2号は、異議がない旨答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、異議がない旨答申することに決定いたしました。

---

#### 日程第22 請願、陳情等の取扱いについて

○議長（園田 一博君） 日程第22、請願、陳情等の取り扱いについてを議題といたします。

本定例会において受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願陳情文書表のとおり、各所管の常任委員会に付託しましたので御報告いたします。

---

○議長（園田 一博君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

9日から11日までは、常任委員会を開催し、次の本会議は12日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時31分